

## 映像、音楽ビジネス等の著作権及び権利処理 (含む二次利用、権利の集中化・管理) (2)

Copyright and the operation of copyright and related rights systems on the music  
and video content business  
(including secondary use and central control of copyrighted material) (2)

梅 林 勲  
Isao UMEBAYASHI

### 1. はじめに

1980年代頃からアニメや漫画のキャラクターがそれ自体一つの財産として扱われるようになり<sup>1)</sup>、子供向けの特撮ものやアニメは、玩具の販売やライセンスのロイヤリティを制作費に回すビジネスモデルが出来ている<sup>2)</sup>。

キャラクターを利用したビジネスだけでなく、ハード、ソフト面の録画・録音技術の進歩により、映像そのものも単にテレビや劇場で見るだけのものだけでなく、二次的な利用で一般の顧客を対象とした商品として収益を上げるための財産となっており、劇場公開やテレビ放映がCMだという製作会社も存在する。この傾向はコンピュータ、デジタル技術、データ転送、保存技術の急速な進歩、ネットの普及、グローバル化によりますます顕著になっており、音楽ビジネスや出版ビジネスもその潮流に巻き込まれつつある。

このような流れの中、政府は著作権の保護を重点に置き、インターネットに氾濫する著作権の侵害サイトへの強制的な遮断の仕組みを検討することを始めた。内閣官房の知的財産戦略本部に有識者会議を新設し、通信事業者や大学の専門家と連携して取り締まりが難しい海外サーバーを使用した侵害サイトに対応できるようにし、インターネットの接続事業者が著作権者の要請に応じ、強制的に利用者の閲覧を遮断できる「ブロックキング」の導入を検討することである<sup>3)</sup>。また、アニメや音楽、映像などの違法コピー作品を集めたサイトに誘導するリンクを新たに規制することも検討する。海賊版に誘導するサイトや、検索サイトのリンク表示、メールマガジンにリンクを貼っている場合などを対象とし、知的財産戦略本部が知的財産推進計画にその内容を盛り込み、早ければ2017年度の通常国会での著作権法の改正を目指す<sup>4)</sup>。

さらには、1) 訴訟で特許が無効になりやすい、2) 被告企業が特許侵害の証拠を出さない、

- 1) 筆者は、1979年、名古屋テレビにより放映された「機動戦士ガンダム」の再放送が行われた、1980年代初頭がキャラクタービジネスの始まりと考えている。
- 2) 「特撮はいま<sup>2</sup>／製作費おもちゃで稼ぐ」朝日新聞(夕)、2012年8月8日
- 3) 「著作権侵害サイト遮断、政府、導入検討、海外経由に対応」日本経済新聞、2015年7月12日
- 4) 「著作権侵害サイト、リンク先も規制、政府、17年改正目指す」日本経済新聞(夕)、2016年4月18日

3) 抑制的な損害賠償額の算定方法、といった知的財産を侵害された原告に不利な状況で、1) 現在訴訟における損害賠償額が米国に比べると二けた少ない、2) 裁判において特許の30%が無効になる、3) 日本の特許訴訟の勝訴率は23%と、いわれている。仮に勝訴しても賠償額が少ないため、弁護士費用も賄えず泣き寝入りするケースが多い状況を改善するため、知的財産戦略本部は、「知財紛争処理システム検討委」を立ち上げ特許法の改正を検討するとされている<sup>5)</sup>。

同じことは環太平洋経済連携協定 (TPP) 導入に伴う、知的財産権制度の見直しで著作権制度についても検討されており、侵害に際して請求できる損害が事実上の被害額しかできず、被害額の立証や訴訟の費用対効果で訴訟を断念するケースも多く批判のあった制度を、著作権侵害についても損害賠償額を上積みし、実際の損害額の請求に留まっていた仕組みを米国同様、懲罰的賠償額を認める制度の導入の検討に入った<sup>6)</sup>。

また、現在は音楽と映画に限っているネット上の違法ダウンロードの取り締まりを電子書籍やソフトウェアにも広げることを検討している<sup>7)</sup>。TPPの成立には不安視する声も出ているが、これら著作権法の改正はそれとは関係なく進められるものと思われる。

しかし、現在の著作権制度の仕組みそのものは、日々進化するビジネス環境の変化や、技術の進歩といった新しい流れに先行することが出来ず、欧米の制度も参考にし、著作権法の改正により対応してきているが、多数の権利者が関わる映像・音楽ビジネスの権利処理は、一般人には理解しがたい法制度として現在に至っている。

このような映像・音楽ビジネスの権利処理については、四天王寺大学紀要第62号<sup>8)</sup>にて詳細に解説を行ったが、その(二)では著作権制度に関わる新しい流れ、JASRACと独禁法に関わる事件の詳細、それを契機として音楽ビジネスに起こっている変動、及び映像ビジネスを中心とした権利処理の円滑化の流れ、それらを踏まえた今後のあり方についての検討、提案を行うこととする。

## 2. 音楽ビジネスの新しい動き (JASRACと独禁法を中心に)

日本音楽著作権協会 (JASRAC) の徴収方法が、独占禁止法 (独禁法) 違反に当たるかどうかで争われた東京高裁での判決が2013年11月1日にあり、判決は「新規参入を著しく難しくしている」とした。本判決は、2009年2月27日に公正取引委員会 (公取委) が下したJASRACが独禁法に違反しているとした、JASRACの独禁法違反事件 (本件事件) の排除措置命令<sup>9)</sup>を、

---

5) 「知財戦略『挑戦者』を支援、中小が勝てる、ビッグデータ活用促す」日本経済新聞、2015年12月7日

6) 「著作権侵害賠償上積み、TPP、導入見通し、抑制効果高める」日本経済新聞、2015年7月20日

7) 「違法ダウンロード対策、著作権法TPPで見直し、政府、電子書籍も保護、賠償請求しやすく」日本経済新聞 (夕)、2015年10月10日

8) 「映像、音楽ビジネス等の著作権及び権利処理 (含む二次利用、権利の集中化・管理)」四天王寺大学紀要62号、2016年9月25日、427頁～463頁

9) 公取委命令平成21年 (措) 第2号 (平成21年2月27日)、審決集55巻712頁

JASRACが不服として2009年4月28日に公取委に審判請求の申し立てを行い<sup>10)</sup>、2012年6月12日に今度は公取委が判断を180度転換して、JASRACに独禁法違反はないとして、本件事件の排除措置命令を取り消す審決<sup>11)</sup>を下したものを取り消したものである。

問題となった徴収方法は、曲が流れた回数や時間に関係なく、各局の放送事業収入の1.5%を使用料とする包括許諾契約の包括徴収方式であり、包括許諾契約で1曲毎に徴収する個別徴収方式で2006年に事業参入したイーライセンスがJASRACの方式が事業者の新規参入を阻害しているとして、公取委に提訴したものである。

公取委は当初排除措置命令を出したが、JASRACの審判請求に公取委が排除措置命令を取り消す審決を下した。そこでイーライセンスは、これを不服として、2012年7月10日、公取委を被告として東京高等裁判所に提訴したものである。JASRACは、2012年9月6日、訴訟参加申し立てを行い参加人として訴訟に加わった。

東京高裁での判決言渡しは2013年11月1日に行われ、放送局が包括許諾契約の包括徴収方式により、JASRACが著作権管理する楽曲を使い放題することが出来る代わりに、他社が管理する楽曲に関しては追加の出費が発生するとして、JASRACの管理する楽曲以外の使用を控えている。実際にTBSやテレビ朝日など民放キー局を含む13社が経費削減のため、イーライセンスが管理する楽曲の利用を控えるよう社内に通知し、8社が実際に利用を控えたことと認めた。

また、イーライセンスはエイバックス・グループの楽曲を管理していたが、2006年にエイバックスがイーライセンスとの楽曲管理契約を解約したのも、放送局が追加出費を嫌いイーライセンスの管理する楽曲の利用を回避したことを理由にしたものと認め、JASRACの包括許諾、包括徴収方式には新規参入や他社の事業活動の継続を妨げる効果があると判断し、公取委の審決を取り消した<sup>12)</sup>。敗訴した公取委には衝撃が広がるとともにJASRACも東京高裁の判断に強い反発を示した<sup>13)</sup>。

公取委とJASRACは、2013年11月13日、最高裁判所に上告し、イーライセンスは、JASRAC

10) 2009年5月25日審判開始

11) 公取委審決平成21年(判)第17号(平成24年6月12日)、審決集59巻1分冊59頁、公正取引委員会ホームページ ([http://snk.jftc.go.jp/JDS/data/pdf/H240612H21J01000017A/120612-21\\_17.pdf](http://snk.jftc.go.jp/JDS/data/pdf/H240612H21J01000017A/120612-21_17.pdf))

12) 「審決取消等請求事件」東京高裁平成24年(行ケ)第8号(平成25年11月1日東京高裁判決)、公正取引委員会ホームページ ([http://snk.jftc.go.jp/JDS/data/pdf/H251101H24G09000008\\_/131101.pdf](http://snk.jftc.go.jp/JDS/data/pdf/H251101H24G09000008_/131101.pdf))、「(株)イーライセンスによる審決取消等請求事件(JASRACに対する排除措置命令を取り消した事例)」第一東京弁護士会総合法律研究所知的所有権法部会、高丸涼太、2014年1月9日 ([http://nandri.sakura.ne.jp/sblo\\_files/nandri/image/14011420E7B78FE6B395E7A094E5A0B1E5918AE8B387E69699\\_E38396E383ADE382B0E68EB2E8BC89E794A8EFBC88JASRACE4BA8BE4BBB6EFBC89.pdf](http://nandri.sakura.ne.jp/sblo_files/nandri/image/14011420E7B78FE6B395E7A094E5A0B1E5918AE8B387E69699_E38396E383ADE382B0E68EB2E8BC89E794A8EFBC88JASRACE4BA8BE4BBB6EFBC89.pdf))、「独禁法事例研究・第9回イーライセンス審決取消訴訟(平成25(2013)年12月9日)」公益社団法人公正取引協会ホームページ (<http://www.koutori-kyokai.or.jp/research/201312shiraishi.pdf>)

13) 「『JASRACが参入妨害』、東京高裁、曲使用料徴収巡り 公取委審決取消/JASRAC手法に警告音 曲使用料徴収巡り『参入妨害』 敗訴の公取委も衝撃 自由化後も『独占』原告側、法整備を提案」朝日新聞、2013年11月2日、「ニュースがわからん/JASRAC巡る判決、何が問題とされたの? 288万曲の使用料を一括で契約。他社の参入が難しいんだ」朝日新聞、2013年11月20日

を相手取り、JASRACの包括許諾、包括徴収方式は独禁法違反との前提で当該契約がなければ得られたと見積もった管理手数料約14億円などの損害賠償と、包括許諾、包括徴収方式の差し止めを求める訴訟を、2014年5月20日東京地裁に起こした<sup>14)</sup>。この訴訟は、後述する最高裁の判断が下されたのち、2016年2月1日、イーライセンスとジャパン・ライツ・クリアランス（JRC）とが合併し、存続会社であるイーライセンスが商号をNexToneに変更し、2016年2月16日、NexToneが訴訟を取下げた。

結局、最高裁は、2015年4月28日、放送局は包括契約によって、使用料の追加負担が生じないJASRACの楽曲を選ぶこととなり、他の事業者が管理する楽曲の利用は抑制されると指摘し、正常な競争手段の範囲を逸脱するとして独禁法違反の恐れがあるとして、公取委に再審理を求めた<sup>15)</sup>。

この最高裁判決を受け、関係事業者は新しい統一ルールを模索を始めた。2015年2月2日、NHKと日本民間放送連盟が呼びかけ、著作権管理の3事業者であるJASRAC、イーライセンス、JRCが加わり、5社協議会が設置された。

現実には最高裁判決が出た2015年には、IT技術の向上により利用曲全てを把握してJASRACに全曲報告する放送局が多数派になっており、全曲データをJASRACや他の事業者が共同で活用し、各放送局が利用した管理者別の曲の割合を把握できれば、裁判所が問題にするような事態は避けられ、事業者の競争が促され、将来的には使った曲ごとの個別支払いも可能になってきていた。

このような状況を踏まえて5社協議会は、3事業者が何れもJASRACの現在の契約形態である包括許諾契約の包括徴収方式を採用するのを前提とする。そして、各放送局が利用した楽曲の番組や時間を報告する全曲報告データにより、放送で使われた全楽曲の各管理事業者の時間の割合を出し、各事業者は放送局の放送事業収入に対して定めた一定料率と自らのシェアをかけて徴収する金額を決めるというルールを定めた。

このような動きに対して、今後争点となった放送向け分野以外にも、カラオケやコンサートなどの演奏権の分野にも同様のことを拡大させることを提言していきたいと、イーライセンスの三野明洋社長は述べており、JRCの荒川祐二社長は、これで3事業者が同じ土俵で競える環境ができた、今後は利用者と権利者が参加してデータを処理する中間機関を設立するのが望ましく、そうすればより細かい対応のできる包括許諾・個別徴収方式の導入も可能になり、新規

- 
- 14) 「[JASRACとの放送局の包括契約](#)」参入組の民事訴訟注目 イーライセンス、差し止め・賠償請求 楽曲利用、事業の根幹狙う」日本経済新聞、2014年10月13日
  - 15) 「[審決取消等請求事件](#)」最高裁平成26年（行ヒ）第75号（平成27年4月28日最高裁第三小法廷判決）、裁判所ホームページ（[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/064/085064\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/064/085064_hanrei.pdf)）、「[楽曲、放送使い放題 転機 JASRAC著作権契約](#)」最高裁『参入妨げ』公取委 独禁法違反再審理へ 利用に応じた仕組み模索 管理事業者・放送局が議論」日本経済新聞、2015年4月29日

歳入の余地は更に広がると歓迎している<sup>16)</sup>。

5社協議会の話合いの進展に伴い、イーライセンスとJRCとの合併後の新会社NexToneがJASRACに対する東京地裁への民事訴訟の取下げたことを踏まえ、JASRACは、2016年5月31日の第19回審判（審査官最終意見陳述）後の、2016年9月9日に審判請求を取り下げてJASRACに対する契約見直しや再発防止を求めた排除措置命令が確定することになった<sup>17)</sup>。なお、2015年9月17日付にて5者協議の当事者による、曲の利用実績に応じた徴収制度の導入に合意する文書の調印がなされ、放送事業収入の1.5%の金額を利用料に応じて管理事業者に配分する仕組みが2015年度から適用されている<sup>18)</sup>。

さらに、JASRACに約10万曲を管理委託するエイベックス・グループ・ホールディングス<sup>19)</sup>は新しい動きを始めた。エイベックスは、子会社のエイベックス・ミュージック・パブリッシング（AMP）を通じてJASRACに楽曲の管理委託を行っていたが、この契約全てを見直し系列のイーライセンスに、コンサートなどでの演奏権を除く全ての著作権を対象に管理を移管する方向を示した<sup>20)</sup>。イーライセンスは、管理手数料がCDの場合で使用料の5%とJASRACの6%よりも安く、権利者に還元する分配金が多い。また、宣伝用は無償配布するCDからは使用料を徴収しないといたタイアップ方式も行っており、レコード会社の大規模な宣伝活動を行いやすくしている<sup>21)</sup>。

さらに、エイベックスは、先に述べているように同じ系列会社であるJRCとイーライセンスを2016年2月1日に経営統合し、イーライセンスを存続会社として社名をNexToneに変更した。エイベックスはNexToneを持ち分適用会社とし<sup>22)</sup>、これによりNexToneの管理楽曲は約9万曲

16) 日本経済新聞前掲（15）、「JASRAC契約に最高裁『参入妨げ』音楽著作権料新協定へ動く 管理3者と放送局 算定、シェア加味／管理事業者の見解改善方法を模索・菅原端夫・JASRAC理事長 放送以外も対象に・三野明洋・イーライセンス社長 中間機関の設立を・荒川祐二・JRC社長」日本経済新聞、2014年10月13日

17) 「公正取引委員会に対する審判請求の取下げについて」JASRACプレスリリース（[http://www.jasrac.or.jp/release/16/09\\_3.html](http://www.jasrac.or.jp/release/16/09_3.html)）

18) 「JASRAC、違反確定 著作権契約巡り 審判取り下げ」日本経済新聞、2016年9月15日、なお、この間の時間的な経緯に関しては、JASRACホームページに「参考資料/本件に関する経緯」（<http://www.jasrac.or.jp/release/pdf/16091401.pdf>）として日時と項目が記されている。

19) 会社ホームページは、（<http://www.avex.co.jp/>）

20) 「エイベックスがJASRAC一部離脱 10万曲移行へ」朝日新聞DIGITAL、2015年10月16日（<http://www.asahi.com/articles/ASHBJ3T1MHBUCVLOOC.html>）「『エイベックスがJASRAC離脱』ではない——音楽著作権は今後どうなる？」PRESIDENT Online（<http://president.jp/articles/-/16788>）

21) 「音楽著作権 独占に風穴エイベックスがJASRAC離脱競争で使用料下げもJASRACの契約『参入妨げ』司法判断が後押し」日本経済新聞、2015年10月16日

22) NexToneホームページは、（<http://www.elicense.co.jp/>）

(2015年現在)となる<sup>23)</sup>。しかし、JASRACの管理楽曲は300万曲超(2015年現在)で、使用料の徴収額もNexToneが約20億円に対し、JASRACは約1,100億円とシェアにして2%と98%と圧倒的な大きさの違いがある。

エイベックスは、EXILEや浜崎あゆみ、安室奈美恵などの人気歌手の楽曲も抱え業界では大きな影響力を持ち、順次これら約10万曲をNexToneに移管するとしているが、それには作詞家、作曲家など権利者全員の合意が必要で、現行委託先変更も3年に1度となっており、取りあえず移管できるのは5,000曲程度とされている。

使用料の徴収でもJASRACが11分類している音楽著作権の演奏権は、カラオケ店での楽曲利用、飲食店のBGM、ライブ演奏などが対象だが、JASRACは全国15支部、音楽Gメンなどとも呼ばれる約200人体制で使用料を徴収している。歴史の浅いNexToneにはこのような能力はなく、JASRACに協力を仰がざるを得ない状況である。

しかし、レコード会社や配信会社も使用料の徴収額のシェア98%を持つJASRACに対し、契約上有利な条件を引き出すのは難しく、また、定額配信サービスの隆盛などデジタル技術の進歩に伴い、音楽の可能性が広がる中JASRACの使用料の徴収方法などの硬直的な対応の遅れが、配信サービスの足を引っ張っているとの指摘もあり、NexToneへの期待は大きい<sup>24)</sup>。

この音楽ビジネスをめぐる流れは、2008年4月23日、公正委がJASRACに立入検査を実施したところから始まり、決着は2016年9月9日、JASRACが審判請求を取り下げて終わり、8年以上の歳月を費やしているが、本事件の具代的な内容、事情に関しては公正委が公開している「平成21年(判)第17号公取委審決」<sup>25)</sup>に詳しく述べられている。

当該審決は81頁と膨大な内容で全てを紹介することはできないが、ここで述べられている事実に関しては、判断が覆された東京高裁、最高裁でも実質的に変わっておらず、事実に対する認定判断が変わったというのが相当なところと思われる。

楽曲に関わる音楽ビジネスに関する状況と問題、今後の進展について参考となるので当該審決の要点を引用し、筆者が内容を一部加筆・要約し解説し、最後に本事件を踏まえた今後の音楽著作権管理事業の自由化の推進について提案を行う。

### (1) 著作権等管理事業法施行後の新規参入の状況

JASRACは、1939年設立され、著作権に関する仲介業務に関する法律(仲介業務法)に基づく許可を受けて、唯一の管理事業者として音楽著作権管理事業を営んできたが、2001年10月1日の著作権等管理事業法の施行に伴い、著作権管理事業が許可制から登録制に変わり、イーラ

23) JASRACは一般社団法人、NexToneは株式会社と法人の形態が異なり、JASRACは幅広い音楽著作権の管理を行い、長い歴史に基づく管理体制と人員体制により厳密な演奏権の使用料徴収も行っているのが強みである。これに対しNexToneは、音楽配信などの利用促進を重視し、情報提供によるマーケティング支援などに特色を出している。

24) 「ビジネスTODAY / エイベックス系管理2社2月統合 JASRAC『著作権の巨人』遠い背中 依然シェア98%」日本経済新聞、2015年12月18日

25) 前掲(11)

イセンス、JRC、ダイキサウンド、アジア著作協会（2003年4月30日までの商号は韓日著作協会）が、順次、管理事業を開始した。

音楽著作物の利用方法には、放送等利用、録音等、インタラクティブ配信（インターネット等を利用した公衆配信と、そのための複製）、業務用通信カラオケ等があるが、新規参入者は、インタラクティブ配信やコンパクトディスク、ビデオグラム等の録音への利用につき音楽著作権管理事業を開始した。アジア著作協会のみ、放送等利用について管理事業を開始したが、使用料を徴収しなかったため、2006年10月1日にイーライセンスが放送等利用について管理事業を開始するまでは、放送事業者から放送等使用料を徴収していた事業者はJASRACのみであった。なお、イーライセンスは、2000年9月に設立され、2002年4月から、レコード、ビデオグラム等の録音権とインタラクティブ配信の分野で管理事業を行い、2006年4月から放送等利用に係る管理事業を営むことができるよう、2005年7月にNHKと民放連に対して協議の開始を申し入れた。

イーライセンスとNHKは、2006年9月13日、放送等使用料の包括許諾、個別徴収方式の2006年8月31日付け合意書を締結、イーライセンス管理楽曲の全曲報告も合意した。また、イーライセンスと民放連は、2007年2月、管理楽曲の使用報告、放送等使用料の支払方法の詳細、実施細則等について覚書を締結した。しかし、テレビ朝日、東京放送、Kiss-FM KOBEは、イーライセンスと利用許諾契約を締結したが、エフエム東京、J-WAVE、エフエムナックファイブ（NACK5）、ベイエフエムを含む多くの放送事業者のほか、コミュニティエフエム放送事業者及び衛星放送事業者はイーライセンスと利用許諾契約を締結しておらず、イーライセンスの放送等利用について管理事業は事実上稼働しているとは言えない状況にあった。その中、エイベックス・グループは、2006年12月末イーライセンスの放送等利用について管理委託契約を解除した。

## (2) 当該審決における本件事件の争点

- 1) 被審人（JASRAC）が、ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収している行為（本件行為）は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するか。
- 2) 本件行為は、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するか。
- 3) 本件行為は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであるか。
- 4) 本件行為は、公共の利益に反するものであるか。
- 5) 本件排除措置命令は、競争制限状態の回復のために必要な措置であり、かつ、JASRACに実施可能であるか。

## (3) 放送等の利用許諾分野において他の管理事業者の事業活動を排除しているか

当該審決においては、テレビ朝日、TBSテレビ、J-WAVE、NACK5、ベイエフエム、静岡

朝日テレビ、茨城放送の事例が述べられているが、当初の排除措置命令を出した「審査官の主張」として、JASRACの放送等使用料の包括徴収による追加負担の発生の有無と題した項目において次のように述べている。

「2005年10月11日に行われた民放連とイーライセンスとの交渉において、民放連の町田和男事務局次長は、『放送において、音楽に支払うパイは一定です。そのため、民放連としては、イーライセンスへの放送使用料が、現状のJASRACへお支払いしている使用料にアドオンする形なら、むしろイーライセンスの曲を使いません。』との発言（アドオン発言）を行った。この発言は、放送事業者がイーライセンスに支払う放送等使用料がJASRACへの放送等使用料との関係で追加負担となるのであれば、放送事業者はイーライセンス管理楽曲を利用しないという民放連としての意思の表明であり、放送事業者が追加負担を理由にイーライセンス管理楽曲を利用しなかったことを示している。・・・加えて、①我が国における放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、JASRACが極めて強固な地位を有すること、②JASRACのこのような地位は、競争の結果ではなく、法制度を背景として得られたものであること等を考慮すると、JASRACの本件行為は、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有していたといえる。」

そして、他局についてもほぼ同様の対応が行われ、社内文書が配布されたとしてJASRACの放送等使用料の包括徴収による追加負担の発生により、他社の新規参入が妨げられているとしている。また、エイバックス・グループに関しても、JASRACの包括徴収による追加負担の発生を理由として放送事業者による利用回避が無くならない限り、イーライセンスが放送事業者から利用料を徴収し、エイバックス・グループに分配できる状況にはならないとして管理委託契約を解約したものとした。

これに対してJASRACは、「JASRACの主張」として次のように反論している。

「放送事業者における音楽著作物の利用データの電子的管理はいまだに不十分で、書面を中心とした報告となっていること、放送事業者も首都圏に所在するいわゆるキー局から地方のFMラジオ局まで様々であること等から、音楽著作物の管理が手続的に非常に煩瑣であり、他の管理事業者において容易に収益を見込めるものではない点に存するのであって、JASRACが放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結していることとはおよそ関係がない。・・・包括徴収は、管理事業にとって歴史的にみて長期に、世界的にみて広範に実施されてきた効率的かつ合理的な使用料の徴収方法であって、・・・競争制限又は阻害効果を凌駕する正当化事由がある。」

「JASRACの地位が、競争の結果ではなく法制度を背景として得られたものであることは、いずれも事業者の属性であるから、本件行為が正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するかどうかの判断には関係がない。また、本件行為が正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するかどうかは、JASRACの市場における現在の地位を前提として、その支配力を形成、維持、強化す

るかどうかという観点から判断されるものであって、現在の地位がどのようにして得られたのかは無関係であるから、・・・この意味でも、上記人為性の有無を判断するに当たって関係がない。」

「イーライセンスは、平成18年10月、準備不足のまま放送等利用に係る管理事業を開始し、その後も極めて杜撰な体制のまま管理事業を進めた。・・・放送での音楽の利用が多いFMラジオ局では、イーライセンス管理楽曲の範囲が不明確であるばかりか、放送等使用料の上限も、利用楽曲の報告方法も未定であった上、イーライセンス管理楽曲の利用報告を怠ると高額のパナルティが科されるという風評が広まっていたため、その現場は大いに混乱していた。エイベックス・グループがイーライセンスとの管理委託契約を解約した真の理由は、放送事業者が追加負担を避けるためにイーライセンス管理楽曲の利用を回避するという事態の改善が見込まれなかったことにあるのではなく、イーライセンスにおいて放送等利用に係る管理事業を遂行できる状態になかったことにある。」

これに対して「審判官の判断」として、JASRACが、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、2001年10月1日の管理事業法施行の前後を通じて一貫してほぼ唯一の事業者であったことを併せ考えると、本件行為が他の事業者の同分野への新規参入について、消極的要因となることは、否定することができないとしながらも、例えばテレビ朝日に関しては、次のように述べ他局に関してもほぼ同様の見解を出し、利用回避を支持するとみられる文書は新たにイーライセンスが事業に新規参入するにあたって、別途報告、支払等の新たな作業が発生することのための注意喚起と、利用する場合の事前の了解を求めるレベルに過ぎないものと判断した。さらに、以下のように「放送事業者がイーライセンス管理楽曲の利用に慎重な態度をとった主たる原因は、JASRACと放送事業者との間の包括徴収を内容とする利用許諾契約による追加負担の発生にあったとはいえず、イーライセンスによる準備不足のままの状態での参入とそれに伴う放送事業者の困惑、混乱等であったと認められる。」とも述べている<sup>26)</sup>。

「テレビ朝日の高橋の供述調書中には・・・番組制作担当者に対してイーライセンス管理楽曲の利用を差し控えさせる効果があったことは結果として否定できないとする部分がある。・・・この供述自体が『結果として否定できない』という曖昧な表現である上、テレビ朝日の高橋は、①上記「連絡票」の趣旨は、イーライセンスが新たに放送等利用に係る管理事業を開始すること及びイーライセンス管理楽曲を利用する場合の具体的な手続等をあらかじめ社内に周知させ、番組制作担当者がイーライセンス管理楽曲を利用する場合に混乱が生じないようにする点にあった、②番組制作現場においてどの楽曲を利用するかは演出上の問題であり、それについて自分の地位にある者には口出しする権限はない、とした上で、③「連絡票」により番組制作担当者がイーライセンス管理楽曲の利用を差し控えることはないと思う旨述べ、参考人審尋においても同旨の供述をしている。」

---

26) イーライセンスが新規参入した際の準備不足に伴う問題等に関しては、「平成21年（判）第17号公取委審決（7）結論」（79頁～80頁）に述べられている。

なお、当該審決を取り消した最高裁の判断したところは次のようなものである。

「本件行為は、参加人（JASRAC）がほとんど全ての放送事業者との間で年度ごとの放送事業収入に所定の率を乗じて得られる金額又は所定の金額を放送使用料とする本件包括徴収による利用許諾契約を締結しこれに基づく放送使用料の徴収をするというものであるところ、このような内容の利用許諾契約が締結されることにより、放送使用料の金額の算定に管理楽曲の放送利用割合が反映される余地はなくなるため、放送事業者において、他の管理事業者の管理楽曲を有料で利用する場合には、本件包括徴収による利用許諾契約に基づきJASRACに対して支払う放送使用料とは別に追加の放送使用料の負担が生ずることとなり、利用した楽曲全体につき支払うべき放送使用料の総額が増加することとなる。

放送事業者にとってJASRACとの間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことがおよそ想定し難いことに加え、楽曲が放送利用において基本的に代替的な性格を有するものであることにも照らせば、放送事業者としては、当該放送番組に適する複数の楽曲の中にJASRACの管理楽曲が含まれていれば、経済合理性の観点から上記のような放送使用料の追加負担が生じないJASRACの管理楽曲を選択することとなるものといえることができ、これにより放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用は抑制されるものといえることができる。そして、JASRACは、上記のとおりほとんど全ての放送事業者との間で本件包括徴収による利用許諾契約を締結しているのであるから、本件行為により他の管理事業者の管理楽曲の利用が抑制される範囲はほとんど全ての放送事業者に及ぶこととなり、その継続期間も、著作権等管理事業法の施行から本件排除措置命令がされるまで7年余に及んでいる。このように本件行為が他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであることは、・・・相当数の放送事業者において被上告人（イーライセンス）の管理楽曲の利用を回避し又は回避しようとする行動が見られ、イーライセンスが放送事業者から徴収した放送使用料の金額も僅少なものととまわっていることなどからもうかがわれるものといえることができる。

JASRACの本件行為は、本件市場において、音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行後も大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けているJASRACとの間で包括許諾による利用許諾契約を締結しないことが放送事業者にとっておよそ想定し難い状況の下で、JASRACの管理楽曲の利用許諾に係る放送使用料についてその金額の算定に放送利用割合が反映されない徴収方法を採用することにより、放送事業者が他の管理事業者に放送使用料を支払うとその負担すべき放送使用料の総額が増加するため、楽曲の放送利用における基本的に代替的な性格もあいまって、放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであり、その抑制の範囲がほとんど全ての放送事業者に及び、その継続期間も相当の長期間にわたるものであることなどに照らせば、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものといえるべきである。」

#### (4) 本件事件を踏まえた今後の音楽著作権管理事業の競争促進についての課題と検討

結局、本件事件は今後の音楽ビジネスの発展を考えれば、東京高裁、最高裁の判断が妥当と思われる。しかし、矛盾するようだが公取委の「平成21年（判）第17号公取委審決」も判断が間違っているとは思えない。

JASRAC、及び複雑な音楽ビジネスの成り立ちを考えると、JASRACの利用料の徴収方法が必ずしも不当とは言えず、JASRACが意図的に独禁法に違反するような行為をしているとは思えない。2000年に著作権等管理事業法が施行される以前の仲介業務法の時代は、現在のようなIT技術の著しい進歩もまだ始まっておらず、JASRACが音楽ビジネスの権利処理の発展に貢献したことには間違いがなく、長い間行われていたJASRACのビジネス手法に独禁法違反という判断を下すのは、どこか釈然としないところが残る。

しかしながら、今後の音楽ビジネスの発展のためにも、著作権等管理事業法が施行された趣旨からしても、東京高裁、最高裁の判断通り新規参入が自由に行われ、管理事業者による健全な競争が生まれるという環境を整えていくことも重要である。その結果、権利者にとってより良い環境が整備されていくことにもなり、本件事件は、JASRACに対しビジネス手法の転換を迫るという政策判断的な要素が強いものと思われる。

また、本件事件は解決に8年以上を要しており、その間にIT技術の発展でデータ保存・収集・処理・伝達、そして共有等が革命的に行いやすくなったという事情もあり<sup>27)</sup>、本件はこのような結果に落ち着いたのではないかと思われる。

2016年10月3日付日本経済新聞<sup>28)</sup>にて、6月に6年ぶりにトップが交代したJASRACの新理事長浅石道夫にインタビューを行った記事が掲載されている。同氏はそこで著作権使用料の徴収方式を巡る排除措置命令で、審判請求を取り下げた理由を「最大の理由は環境の変化だ。排除措置命令が出たときに指摘された問題は実質的に解消されたと考えている。」と述べている。また、同記事には、本件事件に関する次のような意見も伝えられている、

「一連の係争が社会の関心を集めたことが見直しの推進力になった。イーライセンスの対応にも『独禁法分野の闘い方の選択肢を示した意義がある』」（長沢哲也弁護士）

「（係争は長期化したものの、01年に著作権管理事業法が施行されるまでJASRACが国に認められた唯一の管理団であり）同法の施行だけで実質的な競争がされると期待することに無理があった」（池田毅弁護士）

残る課題について、音楽著作権に詳しい東洋大学の安藤和宏教授は「JASRACとNexToneは利用者、権利者双方の利便性を高めるため、協働していく必要がある。放送以外でも1社独占を前提とした利用料徴収規定などは改善すべきだ」と述べている。

JASRACは、ドイツ人ウィルヘルム・プラーゲが、1931（昭和6）年から巻き起こしたプラーゲ旋風を契機として、プラーゲの団体の締め出しも目的であったと言われる仲介業務法施行に伴い、1939（昭和14）年12月20日に設立された社団法人大日本音楽著作権協会（旧JASRAC）

27) 「経済教室／第4次産業革命の可能性（下） デジタル化で経済に恩恵 透明性と開放性、成否左右 S.ラスワーム 独プラットフォーム・インダストリー 4.0会長」日本経済新聞、2016年9月28日

28) 「浅石道夫・JASRAC理事長に聞く 著作権の利便性向上へ 利用窓口一元化目指す／公取委との係争 終結に7年半 徴収方式見直しの契機に」日本経済新聞、2016年10月3日

をその前身とする。

仲介業務法は、著作権管理団体を許可制とし、文化庁は大日本音楽著作権協会を始め、4団体に仲介業務の許可を与えて、他の参入を認めなかった。これにより音楽に関しては大日本音楽著作権協会の独占となり、大日本音楽著作権協会は1948（昭和23）年日本音楽著作権協会に名称変更し、さらに同協会は、1957（昭和32）年10月、定款を変更し、名称を一般社団法人日本音楽著作権協会、英文名称をJapanese Society for Rights of Authors, Composers and Publishersと定めて、現在のJASRACが誕生する。その後2001年10月1日に著作権管理事業法が施行されるまでの60年以上独占状態にあり、成立から70年に至る現在でも実質的に独占状態に近い。

いわば三公社五現業と言われたような存在であり、先にも書いたが使用料の徴収でもJASRACが11分類している音楽著作権のカラオケ店での楽曲利用、飲食店のBGM、ライブ演奏などを対象とする演奏権に関し、JASRACは全国15支部、音楽Gメンなどとも呼ばれる約200人体制で使用料を徴収しており、歴史の浅いNexToneにはこのような能力はなく、JASRACに協力を仰がざるを得ない状況である。

このような状況から音楽界の「ガリバー」とよばれるJASRACに対する一般社会の不満がインターネット上を中心に強く、様々な機会にJASRACが目の敵にされることが多い<sup>29)</sup>。

状況を改善するためには、本来は著作権等管理事業法の施行で著作権等管理事業が自由化された際、JRやNTTのような民営化の方法をJASRACにも考えるべきであったのかもしれないと思われる。現実には現在でも考えられる政策として、JRの分割民営化の方法はJASRACのビジネスの性格上参考にはならないと思われるが、NTT民営化に際しての通信自由化、地域独占であった電力自由化の方式は参考になるものと思われる。

通信自由化は、1985年4月に、国内通信事業を独占していた日本電信電話公社（電電公社）と、国際通信事業を独占していた国際電信電話（株）（国際電電・KDD）<sup>30)</sup>をそれぞれ民営化し、日本電信電話（株）（NTT）を設立するとともに、他の事業者の通信事業への参入と自由競争の促進を図ることを目的としたが、その際通信が巨大なインフラ産業であることに鑑み、電気通信事業法では、事業者を自ら設備を設置してサービスを展開する第1種電気事業者と、他社から回線を借りて、通信サービスを展開する第2種電気事業者に分け、NTTは自社が持つ回線を開放して、他社に貸し出すことが義務付けられた。

電力自由化では同様にインフラ産業であることから、発電事業者と小売り電力事業者の誰もが公平に送電線網を利用できるように、従来大手の電力会社が地域独占で発電と送電、この両方の設備を所有管理していたものを、送配電設備を切り離して別会社化し、これにより新規参入事業者が利用できるようにした。これは「発送電分離」と呼ばれ、イギリスを始めとするヨーロッパやアメリカの一部でも導入されている。

即ち、これと同様の考え方を取り、JASRACの有するインフラ部門とも言える、カラオケ店での楽曲利用、飲食店のBGM、ライブ演奏などが対象とする演奏権、或いは喫茶店・レスト

29) 「責められるJASRAC 海賊版に罰則、ネットで反発 9割握る『ガリバー』」朝日新聞、2012年8月14

30) 現KDDI株式会社の前進会社の一つ

ラン・ダンス教室・コンサート会場等における不特定多数または特定多数向けの音楽の演奏、更には音楽の無許諾利用（著作権侵害）の監視、及び無許諾による音楽利用が発見された場合、利用許諾契約の締結を求めるほかに、過去の利用分に対する使用料の請求も行うといった機能、JASRACが業務として挙げる支分権、利用形態で言うならば、①演奏権、上演権、上映権、公衆送信権、伝達権及び口述権、⑩インタラクティブ配信、⑪業務用通信カラオケといった部分が該当すると思われるが、これらの組織とシステムを別会社化する、或いはそれらの組織とシステムの賃借（業務受託）を強制化するのである。

即ち、新規歳入する管理事業者は、自由に業務委託、或いは組織・システムの賃借を受けることが出来るようにし、（分社化する場合は別会社となった）JASRACも当該インフラ（会社）を同一条件で利用する管理事業者の一つとする。当然それらが自前で出来るのであれば、通信自由化における第一種電気通信事業者のような扱いにすればよいものと思われる。業務委託、或いは組織・システムの賃借の様々な条件については、先行する通信の自由化、電力自由化の事例が参考になるものと思われる。

JASRACの楽曲の一元管理は音楽著作権の権利処理が最も行いやすく、他の著作権管理の参考にもなるという効果を生んでいるが、最近では様々な問題も指摘されるようになってきている。

初音ミクを始めとするボーカロイド曲に関しては、JASRACに通常の方法で著作権の信託を行いカラオケ料を徴収すると、サイトで非営利の二次創作を行う場合にも利用料が徴収されるという弊害が発生し、2010年秋まで一部を除いて権利者に対価が支払われていなかった。このためボーカロイド曲の作曲者達が働きかけ、ジョイサウンドと複数の音楽出版社が協力し、カラオケ関連の権利のみの部分信託という方法を行い二次利用に制約を加えず、カラオケ演奏料などが徴収できる仕組みが作られるということが起こった<sup>31)</sup>。そもそもカラオケでの使用料や権利者への分配方法が業界や権利者代表との話し合いで決定しないままビジネスが先行するなどの弊害を生んだとも言われている<sup>32)</sup>。

90年代後半からのインターネットの普及による音楽配信についても、インタラクティブ配信に対応した規定がJASRACにはなく、1997年8月29日に音楽電子事業協会、日本レコード協会等の9団体が、ネットワーク音楽著作権連絡協議会（Network Music Rights Conference・NMRC）を発足させ<sup>33)</sup>、1998年にJASRACとインタラクティブ配信に関する音楽著作権規程に暫定合意、その後、2000年にはJASRACとの間にインタラクティブ配信規程が合意され、インタラクティブ配信の音楽著作権の使用ルールが設けられ、著作権等管理事業法の施行に伴い、JASRACはインタラクティブ配信規程の新設、改変につき、NMRCを著作権等管理事業法にお

31) 「著作権制度の現状の問題と今後のあり方について」四天王寺大学紀要58号、梅林勲、2014年9月25日、23頁

32) ウィキペディア／日本音楽著作権協会

33) 「JASRAC改革なくして、音楽業界の活性化なし」MediaSabor、ジャーナリスト森直央、2007年5月6日（<http://mediasabor.jp/2007/05/jasrac.html>）

ける利用者代表として協議することが義務付けられた<sup>34)</sup>。

最近、音楽チケットの高額転売が問題とされているが、問題は一律の価格設定にもあるとされ、アメリカのように数万円クラスのVIP席を設けたりして、転売の「うまみ」を薄くするのも解決方法の一つと言われるが、人気に応じた価格設定の足かせの一つがJASRACの使用料規定といわれる。アーティストがライブを行うには、自分の曲でも使用料を払う必要があるが、支払額がチケットの平均価格を基に算定されるゆえ、一部でも高くすると使用料が一気に跳ね上がることになり、せっかくVIP席を設けても増収分の大半が使用料に消えてしまうのである<sup>35)</sup>。

少し古いがミュージシャン、作曲家の坂本龍一は、1998年3月4日付朝日新聞「論壇」<sup>36)</sup>において、「現在のJASRAC一元管理の下では、新しい利用形態への対応や使用料の改定が十分に行われておらず、利用者からのサービス付加の要求に柔軟に対応できていない。競争原理がまったく働かない状態になっており、今後の技術進歩に伴い様々な新しいサービスが生み出された場合にも、その実用化が困難になると予測され、JASRACによる独占的な集中管理体制は、音楽産業の発展を阻害する状況となっているのである。」と述べている。

NexToneは、2016年10月に新たな著作権管理委託契約を策定すると発表し、権利者との契約期間をJASRACが行っている3年ではなく1年更新とし、権利者が事業者を選びやすくするとした。この他楽曲の使用料規定も見直す方針で、現行のJASRACの規定では、1枚のCDなどに多くの楽曲を収録するとレコード会社が利益を出しにくいルールも見直し権利者や利用者の利便性の向上を図る<sup>37)</sup>。

法の改正だけでなく制度やシステムを見直すことにより、音楽著作権管理事業の実質的な自由化を図れば、事実上JASRACとNexToneの2社体制である音楽著作権管理事業に更なる事業者の新規参入が見込まれることになり、様々なスタイルによる管理事業者を権利者、利用者双方が選択することができるようになる。上記のような問題の円滑な解決、或いは問題発生防止効果も見込むことが出来るものと思われる。

東洋大学法学部安藤和宏教授の論文「音楽著作権管理事業者の現状と課題——なぜJASRACの独占は崩れない」<sup>38)</sup>において、JASRACの設立経緯及びその機能と役割が詳しく書かれ、その後、「JASRACの独占は崩れるのか」として音楽出版社37社、45名に対し実施したアンケートを参考に、著作権管理事業者に対する音楽出版社の評価が紹介され、同項においてはJASRACに対する意見や、今後の管理のあり方についての音楽出版社の不満や要望を見ること

34) 「ネットワーク音楽著作権連絡協議会入会のご案内」NMRCホームページ (<http://www.nmrc.jp/nyuukai/nyuukai-annai-2.pdf>)

35) 「チケット転売 容認か排除か 高額取引、広がる波紋 公式再販の取り組みも」日本経済新聞、2016年11月17日

36) 「A nous, la Liberté! 自由をわれらに」のホームページ (<http://www.kab.com/liberte/rondan.htm>) において、「音楽著作権の独占管理改めよ」と題し原稿全文が掲載されている。

37) 「著作権委託契約、1年にネクストーン 楽曲使用料も見直し」日本経済新聞、2016年10月22日

38) 東洋法学59巻2号、東洋大学学術情報リポジトリ、2016年1月28日、233頁～261頁、ネットにおいては、(<http://id.nii.ac.jp/1060/00007685/>) に全文掲載されている。

ができ、さらには音楽出版社が提案するJASRACのシェアを下げる方法も記されている<sup>39)</sup>。

本論文においては筆者から実質的な競争を確保する方法として5つの案が提案されているが簡単に紹介する<sup>40)</sup>。

- (1) 日本音楽出版社協会（MPAJ）を母体とした著作権管理事業者を設立する。

MPAJには主要な音楽出版社がすべて加盟しており、多くの会員が管理楽曲を委託すると予想され、その管理分野（録音権、放送・有線放送、インタラクティブ配信、業務用通信カラオケ等）では、JASRACのシェアをすぐに上回る可能性が高いとされ、著作権等管理事業法の施行に伴い、MPAJが録音権団体を設立すると思われたが、大量の権利処理を行う録音権と演奏権は、1つの著作権管理事業者による集中管理が合理的であると考えていたようでMPAJは事業者の設立は行わなかったとのことである。

- (2) JASRACを録音権団体と演奏権団体に分社化する。

これは支分権ごとの管理を厳密に分離し、管理経費もそれぞれの使用料から充当することが著作権者に対する公平な管理方法として、MPAJが著作権等管理事業法の施行当時に想定しており、実際にアメリカ、カナダ、イギリス、オーストリア、オランダ、デンマーク、フランスといった国では、録音権団体と演奏権団体が分かれているそうである。

その他の案としては、(3) 他の事業者が、放送権の管理において、放送局系音楽出版社が楽曲管理を委託するような魅力あるサービスを提供する、(4) JASRACの著作権信託契約約款を改訂し、演奏権の管理分野をカラオケ、コンサート・ライブ等に細分化する、(5) JASRACの各種書式を著作権管理事業者の共通フォーマットとするか、各管理事業者間の共通フォーマットを開発し、採用することが挙げられている。

最後に本論文において紹介されている音楽出版社の意見の一部を紹介するが、上記に提案した通信、電力の自由化を手本にする案も検討に値するのではないかと思われる。

「JASRACでは、使用料免除にできない利用形態があり、他の事業者の権利者が楽曲をプロモートする際、使用料を免除してもらったり、手数料を減額してもらうという措置に魅力を感じているようである。」<sup>41)</sup>

「JASRACの契約期間が3年となっており、他の事業者に預けなおすには3年待たなくてはならないことなにより不満がある。」<sup>42)</sup>

「他の事業者が部分管理でなく全支分権をカバーできる体制になれば検討する音楽出版社が増えるのが理想と思われる。」<sup>43)</sup>

---

39) 前掲 (38)、234頁～254頁

40) 前掲 (38)、254頁～260頁

41) 前掲 (38)、248頁

42) 前掲 (38)、248頁～249頁

43) 前掲 (38)、249頁～250頁

「管理事業者間で情報共有またはプラットフォームを統一する、各データベースを統合して、利用者、権利者の利便性を向上させる。」<sup>44)</sup>

### 3. 権利者不明等の場合の裁定制度の新しい動き

#### (1) 裁定制度の対象

四天王寺大学紀要第62号<sup>45)</sup>における映像・音楽ビジネスの権利処理についての論文において、裁定制度に関し解説を行ったが、その後の制度の改善と問題点について更に話を進めていく。なお、許諾について協議が困難な場合は改正等の変化がないので省略する。

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室管理係では、「裁定の手引き ～権利者が不明な著作物等の利用について～」と題して平成24（2012）年5月25日に第1版を作成し、以後平成25（2013）年3月8日、平成26（2014）年4月1日、平成26（2014）年8月27日と改定を重ね、平成28（2016）年2月15日に最新の第5版が作成されている<sup>46)</sup>。以下「裁定の手引き（第5版）」を参考に話を進めていく。

まず、裁定制度の対象となるのは、1）他人の著作物、実演（歌手の歌唱、演奏、俳優の演技等）、レコード（CD等）、放送又は有線放送を利用（出版、DVD販売、インターネット配信等）する場合であり、2）これらの著作物等を利用するため許諾を得ようとしても、権利者が分からない、権利者が誰か分かってどこにいるのか分からない、亡くなった権利者の相続人が誰でどこにいるのか分からない等の理由で許諾を得ることができない場合で、3）権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送である。（著作権法第67条第1項、第103条）。

また、相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等とは、権利者等により公表されているかどうかに関わりなく、相当期間にわたり世間に流布されている著作物等のことをいい、そのような著作物等の具体的例として童謡等が挙げられている。

#### (2) 裁定制度の改正

裁定制度における問題として後述する補償金の算定とともに挙げられているのが、裁定申請を行うための前提として、権利者不明等の場合に利用する制度であるという理由から、権利者が不明等であるという事実を担保するに足る程度の「相当な努力」を行うことが前提とされていることである（著作権法第67条第1項、第103条、著作権法施行令第7条の7、平成21（2008）年文化庁告示第26号告示第1条から第3条）。

文化庁は2005年3月以降の手引き公開や、平成21年文化庁告示第26号の一部改正により、

44) 前掲（38）、250頁

45) 前掲（8）、458頁～462頁

46) 総頁数は62頁で、文化庁ホームページに公開されている。ホームページは、([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/saiteinotebiki.pdf))

2009年12月28日には刊行物その他の資料の明確化、2014年8月1日には相当な努力の要件の緩和、及び運用の改善を行い<sup>47)</sup>、更には2016年2月15日に権利者検索要件の緩和を実施し<sup>48)</sup>、裁定制度の利用促進による著作物の利用が計られるよう、民間の意見や専門の委員会の検討を重ねた改正を行ってきた<sup>49)</sup>。

2014年8月に行われた相当な努力の要件の緩和は、次のようなものである<sup>50)</sup>。

まず、告示に関しては、著作権分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリング等における主な関連意見として、次のようなものが出ていた。

- 1) 権利者検索のため閲覧する名簿・名鑑類の更新版が発行されなくなる傾向がある。
- 2) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会により、権利者に関する情報を得られることがあまりない。
- 3) 著作権情報センター(CRIC)への30日間の掲載期間経過後も掲載しておくことにより、権利者が判明したことがある。

そこで全てが義務付けられていた以下の、ア) からカ) について相当な努力について、1) ア)、イ) のうち適切なものを選択すればよい、2) エ) の照会は不要とし、ウ) 及びオ) の照会をすれば足りる、3) カ) のうちCRICのウェブサイトでの広告について、申請に必要な掲載期間を7日以上に短縮するとした。

- ア) 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧
- イ) ネット検索サービスによる情報の検索
- ウ) 著作権等管理事業者等への照会
- エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会

---

47) 「資料1 / 権利者検索に係る「相当な努力」の見直しについて」文化庁ホームページ、2014年2月24日 ([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25\\_05/pdf/shiryo\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25_05/pdf/shiryo_1.pdf))、  
「資料6 / 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて」文化庁ホームページ、([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h26\\_01/pdf/shiryo\\_6.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h26_01/pdf/shiryo_6.pdf))、  
「権利者不明等の場合の裁定制度の見直しについて」文化庁ホームページ、([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/minaoshi.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/minaoshi.pdf))、

なお、カレントアウェアネス・ポータル(国立国会図書館のサイト)には、文化庁が各種案内や解説を行っているサイトへのリンク記事が掲載されている。ホームページは、「文化庁、著作権者不明等の場合の裁定制度における権利者検索のための「相当な努力」の内容を見直し、裁定の手引きを改訂」2014年9月10日 (<http://current.ndl.go.jp/node/26980>)

48) 文化庁ホームページ「著作権者不明等の場合の裁定制度が使いやすくなりました」([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/kanwa.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/kanwa.pdf))

49) 文化庁ホームページ「著作権者不明等の場合の裁定制度」([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/))

50) 前掲(47)

- オ) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会
- カ) 日刊新聞紙への掲載、CRICのウェブサイトにて30日間以上掲載のいずれかの方法で、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める<sup>51)</sup>。

運用の改善に関しては、同様に関連意見として、次のようなものが出ていた。

- 1) インターネット公開のための送信可能化等については5年を利用期間の上限としており、この期間を経過すると、再度裁定を受けなくてはならないが、再申請時に新たな情報が判明することがほとんど期待できない。
- 2) 裁定申請に係る手続きにかけることのできる人的資源や予算が限られている。
- 3) 著作物等の有効な活用の面から、裁定を受けた著作物等をデータベース化するといっているのではないか。

この点に関しては、以下のような改善がなされた。

- 1) 5年を超える利用期間の設定も可能とし、利用期間は申請者が設定できることとする。
- 2) 書籍の増刷や販売後の電子書籍化、電子書籍の配信期間の延長のように、追加的な利用を予定する場合は、あらかじめ申請内容に含め、利用の数量や期間を区切って補償金を追加供託して利用が可能となることとする。
- 3) CRICのウェブサイトへの広告掲載料を、CRICのウェブサイトにてリンクを貼る場合を含め一律8,100円に減額。
- 4) 第三者に利用させることを内容とする裁定申請を可能とする。
- 5) 標準処理期間を約3か月から約2か月に短縮し、申請中利用を行えば、申請から約1～2週間で利用開始可能とする。
- 6) CRICウェブサイトにおける7日間の広告掲載後も引き続き、情報を掲載可能とする。

次に2016年2月の権利者検索要件の緩和とは、テレビ番組や書籍で権利者の多い著作物の二次利用をしやすくするという事を目的に、政府が「知的財産推進計画2015」に盛り込んだもので、過去に裁定で二次利用が認められた権利者不明等の作品を再度利用するときは、権利者を探す手続きを省略でき三次、四次利用を促すものである<sup>52)</sup>。

文化庁は、過去に発表されたテレビドラマや歌謡曲、論文等のうち、著作権者が分からず、利用許諾を得るのが難しくなっている作品につき、1972年以降の裁定で「著作者を探すのは困難」と認めた作品や、著作者が分かっているにもかかわらず連絡先が確認できなかった事例など約22万件を

---

51) 掲載方法に関しては、前掲(46)、「裁定の手引き」、13頁～14頁

52) 「番組・本 2次利用しやすく 著作権法改正へ 輸出やネット配信促す」NHKなど、補償金後払いに」日本経済新聞、2015年6月14日

2016年2月にデータベースに登録、新聞広告などの呼び掛けと供託金納付だけで、作品を再利用できるようにした<sup>53)</sup>。

具体的には本来、著作権法施行令第7条の7第1項1号、2号及び3号に規定されるアからウまでの全ての措置を取ることになっているが、ア及びイに関する要件を緩和したものである。

【権利者情報を取得するための所定の措置とは】<sup>54)</sup>

- ア 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること（著作権法施行令第7条の7第1項1号）
- イ 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること（著作権法施行令第7条の7第1項2号）
- ウ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること（著作権法施行令第7条の7第1項3号）

即ち、1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧として、①名簿・名鑑等の閲覧、又は②インターネット検索があり、2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会として、①著作権等管理事業者等への照会、及び②関連する著作者団体への照会があるが、これらの要件に、それぞれ③として、過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを保有する文化庁への照会が加えられ、これらの何れかを選択できるようになった<sup>55)</sup>。なお、過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースは、文化庁の以下のウェブサイトで閲覧できる。

([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/saitei\\_data\\_base.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/saitei_data_base.html))

文化庁は、長官自らがラップを歌いながら裁定制度をPRする動画をユーチューブで公開し、政府は「知的財産推進計画2016」<sup>56)</sup>において、第一の柱に「デジタル時代に対応した著作権システム制度の構築」を掲げた。この中では裁定制度をはじめとする「ライセンスの円滑化」を重要な課題として、裁定制度に関して国会図書館やNHKなど信用力のある利用者を対象に、確認できない権利者への補償金供託を、現在の前払いから後払いにする法案提出を視野に必要な措置を取るとしている。

また、利用したい人の負担を軽くするため、裁定制度の利用に必要な手順の一部を権利者団体が受託する仕組みの実証実験も2016年度内に始めるとしている。この構想は、各権利者団体

---

53) 「著作者不明作 データベースに 文化庁」日本経済新聞、2016年3月6日

54) 前掲(46)、「裁定の手引き」、8頁

55) 前掲(48)

56) 知的財産戦略本部ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>)

が権利者不明の著作物への対応を議論してきた勉強会が提案したものである<sup>57)</sup>。

なお、文化庁は、著作物に関するデータベース作りに2017年度から乗り出す方針を示した。JASRACのような管理団体が存在する比較的整備されている音楽分野から実証実験を始めるとのことで、管理団体やレコード会社が持つ情報を集約するほか、個人のクリエイターやインディーズバンドなどが自らの作品を登録することも可能にする。

利用者はタイトルや歌手名、ジャンルなどのキーワードから作品を検索できるようにする。データベースには利用希望者が権利者とやりとりする方法や利用料などの情報も盛り込み、将来的にはその場で申請し、決済したりできる仕組みも検討する。事業の委託先は公募し、運用は民間に任せる。音楽でノウハウを蓄積した後、漫画、ゲーム、文芸、美術などの様々な分野にも広げていくつもりとのことである<sup>58)</sup>。

同じような話は何度も出ているので実際にどうなるか分からないが、先のJASRACの項でも述べたが、IT技術の進歩とともにビッグデータに見られるように、データの保存、処理、共有といった技術の発展は目覚ましく、文化庁が本腰を入れて取り組めば、このような構想は現実的なものとして考えることが出来るようになった。今後、権利者の保護や著作物の有効活用が一気に進むものと大いに期待できる。

### (3) 問題と課題

著作権制度の改正が進むまでは、先に述べたように全ての場合において、著作権法施行令第7条の7第1項第1号、2号及び3号に規定されるアからウまでの全ての措置を取ることになっていた。実際、権利者と連絡を取るための相当な努力としては、具体的に次のようなことを行う必要があった。

- ア) 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿・名鑑類の閲覧（2種類以上必要）
- イ) インターネット検索サービスによる情報の検索（2社以上必要）
- ウ) 著作権等管理事業者その他の著作権等の管理を行う事業者への照会（当該分野に係る著作権等の管理を行っている事業者が存在する場合）
- エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会（存在する場合）
- オ) 利用しようとする著作物等について識見を有する団体への照会（存在する場合）

上記のウからオの照会について、存在する場合とあるが、存在しない場合でも、不存在であ

57) 「権利者不明の著作物利用促進へ 手続き簡素に 文化庁 早期の法改正も視野」日本経済新聞、2016年7月4日

58) 「著作物の『窓口』一本化 文化庁、データベース作成へ 音楽、個人作品も登録■誰でも検索 無断利用の防止めざす」日本経済新聞、2016年9月24日

ることについて、詳細な説明や疎明資料の提出を求められるなど、多大な努力を要するケースも多いと言われている<sup>59)</sup>。

改善されたとはいえ、過去に裁定を受けた著作物等でなければ、1) 現在でも権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧<sup>60)</sup>、或いはネット検索サービスによる情報の検索の何れか、2) 著作権等管理事業者等への照会<sup>61)</sup>、及び3) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等<sup>62)</sup>への照会は必要である。

また、申請書には、補償金の額の算定の基礎となるべき事項を記載する必要があるが、著作物の場合、販売価格等の著作物の提供又は提示の対価、複製を行う場合はその部数、演奏・上演・上映等を行う場合はその回数、出版物やビデオの場合には全体の分量（ページ数や収録時間数）と当該著作物が占める分量等<sup>63)</sup>、実演家の場合は、例えば、放送・有線放送等をする場合の実演の使用料やCD販売を行う場合の実演の提供又は提示の対価等を<sup>64)</sup>、算定に当たっての基礎となるべき事項として記載するよう求めている。

何れの場合も、同様の利用形態についての一般的な使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等）をこの欄に記載の上、関係資料を添付し、これらのデータを用いて計算した補償金の試算額、及び計算方法についても記載する。

結局、一般的な使用料の相場が分かる資料が重要な役目を果たすが、こういったものが存在しない著作物については、実際の取扱について実地調査を行い、いわば業界調査を行うようなことをする必要があり、業界に関係する人や企業であり、かつ資金力のある者でないとは出来ない。筆者のような者には補償金の算定方法を示すことは困難なのである。また、事前に利用する方法を限定する必要があり、今日のように幅広い二次利用のビジネスを考える場合、この制度は使い勝手が悪い<sup>65)</sup>。

補償金の算定に関しては、今のところ改善の方法が考えられていないようであり、過去の裁定制度の利用に関しても以下の図表のようになっており<sup>66)</sup>、言語による著作物がほとんどであり、実演を伴う映画や音楽はほとんどない状態である。

なお、平成23（2011）年度、平成24（2012）年度については、裁定件数がそれぞれ20件、30

59) 「著作権者等不明の場合の裁定制度～孤児作品は侵害しながら使う？使わない？それとも...。」骨董通り法律事務所 for the Arts、弁護士 鈴木里佳、2011年8月30日 (<http://www.kottolaw.com/column/000155.html>)

60) 名簿・名鑑類の例については、前掲（46）、「裁定の手引き」、9頁～10頁

61) 著作権管理事業者の例については、前掲（46）、「裁定の手引き」、11頁～12頁

62) 著作権者等が加盟する著作権団体、その著作物の分野に関する研究者等を構成員とする学会等が前提になっている（前掲（46）、「裁定の手引き」、12頁）。

63) 前掲（46）、「裁定の手引き」、19頁～20頁

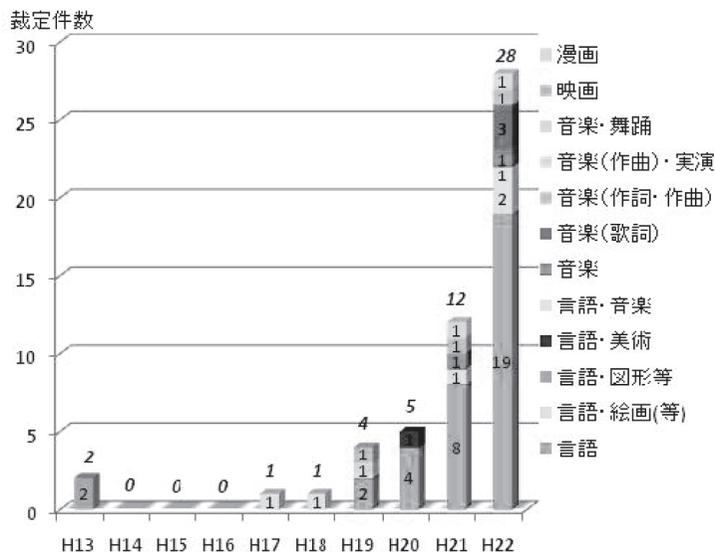
64) 前掲（46）、「裁定の手引き」、25頁

65) 前掲（59）

66) 前掲（59）にて文化庁ホームページから引用されているが、現在は見当たらない。

件で、うち申請中利用件数が平成21年度が0件、平成22年度が14件に対し、平成23（2011）年度は19件、平成24（2012）年度は30件となっており、文化庁は、平成21（2008）年度の裁定制度の改正の効果が出ているとしている<sup>67)</sup>。

平成25（2013）年度以降の状況を是非知りたいものだが、何れにせよ言語の著作物が大勢を占め、実演を伴う映画や音楽はほとんど伸びていないのではないかと思われるが、このような問題を含め第5項で検討してみたい。



(参考)

「知的財産推進計画2016」(附表) 工程表 2 頁

(項目名) 著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善

(施策内容)

権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)

(工程表・短期2016)

著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の在り方について具体的に検討。また、裁定制度における権利者探索コストを軽減するため、民間団体の取組にどのような支援が可能かなどについて検討。

67) 文化庁ホームページ「資料5 裁定制度の在り方等について」([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25\\_03/pdf/shiryo\\_5.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h25_03/pdf/shiryo_5.pdf))

(工程表・短期2017)

左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。

(項目名) 円滑なライセンス体制の整備・構築

(施策内容)

権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期)

(工程表・短期2016)

拡大集中許諾制度の導入について、法的正当性や実施ニーズ、我が国における集中管理の状況等を踏まえ、課題の整理を行うとともに、必要な措置を検討。

(工程表・短期2017)

左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。

#### 4. 映像・音楽ビジネスの権利処理の概略

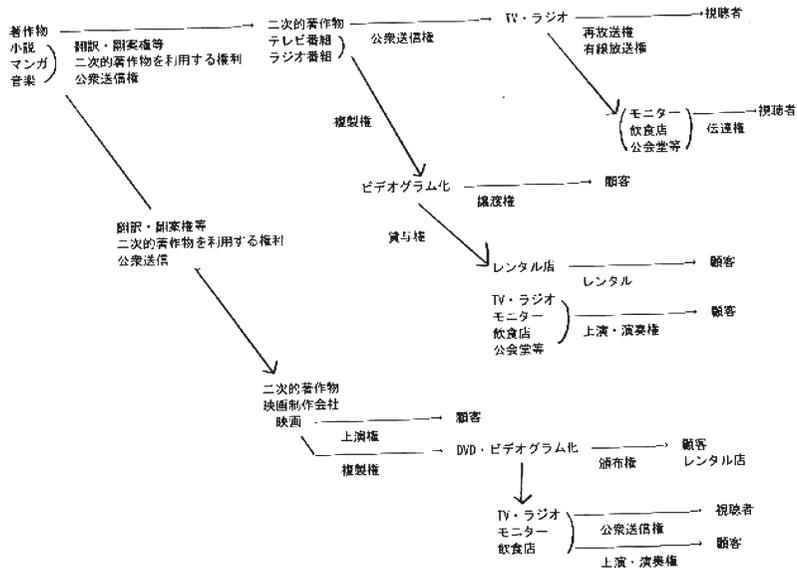
映像・音楽ビジネスの権利処理については、四天王寺大学紀要第62号<sup>68)</sup>にて詳細に検討と解説を行ったが、ここでは映像ビジネスに関する権利処理関係の要約して述べる。

まず、映像ビジネスにおいては、映画のスタッフとして監督、プロデューサー、撮影監督や撮影スタッフ、大道具、小道具、衣装等を取りまとめる美術監督やそのスタッフが存在し、これらの人々は「モダン・オーサー」とよばれ著作者となるが、著作権を持たない。

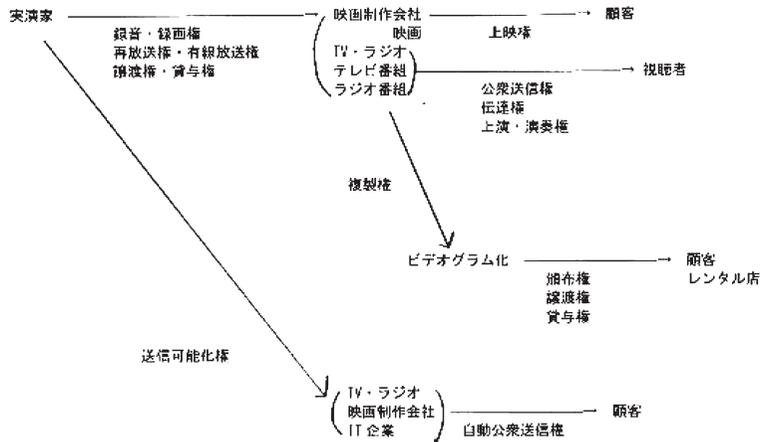
また、小説、マンガ、アニメ、テレビ番組、舞台などの原作があることが多く、映画はこれらの二次的著作物となり原作者等の権利者がおり、脚本家も原作者と同じ扱いを受けている。さらに、映画の中には音楽が取り込まれることが普通であり、他の映画作品や美術作品（絵画や彫刻等）も取り込まれることがあるが、これら原作者、脚本家、音楽や他の映画作品や美術作品の著作権者は「クラシカル・オーサー」とよばれ、映画製作者と同様の権利を持つ。これら権利者以外にも、俳優等の出演者、使用されている音楽の歌手、音楽のレコード製作者といった著作隣接権者の存在もある。モダン・オーサーを除いた権利者の複層化した関係を極大雑把な図にして表すと次のようになる。

---

68) 前掲(8)



権利者の著作権関係



実演家との関係

第二東京弁護士会知的財産権法研究会編「エンターテインメントと法律/放送事業者における権利処理実務」<sup>69)</sup>においては、著作権者、出演した実演家と録音・録画された実演家の著作隣接権との許諾の可否関係が、図表3として「許諾の有無と当該条件の下での各行為の可否一覧」<sup>70)</sup>として、まとめられているが、この内容を要約して紹介する（条文は全て著作権法）。

69) 第二東京弁護士会知的財産権法研究会編、梅田康弘、商事法務、2005年5月20日、261頁～326頁

70) 前掲(69)、266頁～268頁

## 1) 著作物の利用（著作権）

### ① 放送事業者が自ら制作する場合

#### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

当初放送（許諾あり）、録音・録画（44条第1項）、番組の保存（6カ月間のみ可能、44条第3項）が可能となる。

#### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（許諾あり）、録音・録画（許諾あり、44条第1項）、番組の保存（許諾あり、6カ月間の制限なし、44条第3項）が可能となる。

### ② 外部のプロダクションが制作する場合

#### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

生放送のみ可能（許諾あり）。

#### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（許諾あり）、録音・録画（許諾あり）、番組の保存（許諾あり、6カ月間の制限なし）が可能となる。

## 2) 実演家の出演（実演家の隣接権）

### ① 放送事業者が自ら制作する場合

#### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

当初放送（許諾あり）、録音・録画（93条第1項）、番組の保存（6カ月間の制限なし、93条第1項）、リピート放送（94条第1項）が可能となる。

#### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（許諾あり、92条第2項2号イ）、録音・録画（許諾あり、93条第1項）、番組の保存（許諾あり、6カ月間の制限なし、93条第1項）、リピート放送（92条第2項2号イ、94条第1項）、部分使用・放送（91条第2項、92条第2項2号ロ）、二次利用（91条第2項、92条の2第2項1号）が可能となる。

### ② 外部のプロダクションが制作する場合

#### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

生放送のみ可能（許諾あり）。

#### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（許諾あり、92条第2項2号イ）、録音・録画（許諾あり）、番組の保存（許諾あり、6カ月間の制限なし）、リピート放送（92条第2項2号イ）、部分使用・放送（91条第2項、92条第2項2号ロ）、二次利用（91条第2項、92条の2第2項1号）が可能となる。

### 3) 録音・録画された実演の利用（実演家の隣接権）

#### ① 放送事業者が自ら制作する場合

##### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

当初放送（92条第2項2号イ）、録音・録画（44条第1項）、番組の保存（6カ月間のみ可能、44条第3項）、リピート放送（保存期間内のみ、92条第2項2号イ）が可能となる。

##### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（92条第2項2号イ）、録音・録画（許諾あり、44条第1項）、番組の保存（許諾あり、6カ月間の制限なし、44条第3項）、リピート放送（92条第2項2号イ）、部分使用・放送（91条第2項、92条第2項2号ロ）、二次利用（91条第2項、92条の2第2項1号）が可能となる。

#### ② 外部のプロダクションが制作する場合

##### イ) 権利者が当初放送についてのみ許諾

生放送のみ可能（92条第2項2号イ）。

##### ロ) 上記に加え録音・録画についても許諾

当初放送（92条第2項2号イ）、録音・録画（許諾あり）、番組の保存（（許諾あり、6カ月間の制限なし）、リピート放送（92条第2項2号イ）、部分使用・放送（91条第2項、92条第2項2号ロ）、二次利用（91条第2項、92条の2第2項1号）が可能となる。

なお、録音・録画された実演の利用については、当初放送の許諾がなくとも、次のようなことが可能になる。

#### ① 放送事業者が自ら制作する場合

当初放送（92条第2項2号イ）、録音・録画（44条第1項）、番組の保存（6カ月間のみ可能、44条第3項）、リピート放送（保存期間内のみ、92条第2項2号イ）が可能となる。

#### ② 外部のプロダクションが制作する場合

生放送のみ可能（92条第2項2号イ）。

但し、二次利用と言っても録音・録画・保存しておいた放送番組の全部ないし一部を、リピート放送もしくは放送番組の部分使用の目的に使用すること以外に、ビデオ・DVDの販売、番組サントラCDの販売、インターネット配信、コンクールへの出品、キャラクターグッズの販売（キャラクタービジネス）など様々な形態があり<sup>71)</sup>、これらのビジネスを自ら行うほか、権利の全部若しくは一部を第三者に許諾（ライセンス）し、或いは譲渡することもある。

これに対して上記のような権利処理の関係を位置づけているのは、次のような著作権法の規

---

71) 前掲 (69)、263頁

定であり、かつ、著作権法91条、92条、92条の2、95条の2のそれぞれ第2項に書かれている、「但し、実演家の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画されている実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない」という規定に基づくワンチャンス主義というルールであり、映画の著作物の二次利用全てにおいて実演家との権利処理の関係が明確になっているとは思えない状況である。

録音・録画権（91条）、放送権及び有線放送権（92条）、送信可能化権（92条の2）、譲渡権（95条の2）、放送のための固定の権利（93条）、放送のための固定物等による放送の権利（94条）、著作権の制限に係わる権利・放送事業者等による一時的固定（44条）

なお、著作隣接権者の権利としては、まとめると次のようなものである<sup>72)</sup>。

1) 実演家

録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、二次使用料を受ける権利、譲渡権、貸与権、氏名表示権、同一性保持権

2) レコード製作者

複製権、送信可能化権、二次使用料を受ける権利、譲渡権、貸与権

3) 放送事業者

複製権、放送権・有線放送権、送信可能化権、伝達権

4) 有線放送事業者

複製権、放送権・有線放送権、送信可能化権、伝達権

## 5. 今後の映像ビジネスを中心とした権利処理、裁定制度等についての提案

### (1) 映像ビジネスの最近の動き

少し資料は古いが2012年10月から11月にかけて、朝日新聞に連載された特集<sup>73)</sup>の一部を紹介する。

「日本のドラマは、1990年代を中心にトレンドードラマなどでアジアを席卷したが、『韓流』の台頭で大きくシェアを減らした。2008年に同賞（東京ドラマアワード）を設けるなどして巻き返しをはかるが、海外展開を意識して作られていないことが、障壁になっている。

72) 「エンタテインメントと著作権—初歩から実践まで②—/映画・ゲームビジネスの著作権」福井健策編、内藤篤、升本喜朗、(社)著作権情報センター、2009年8月20日、75頁

73) 「買ってよ TV番組 輸出最前線①/局超え一九世界に逆襲」朝日新聞、2012年10月30日、「買ってよ TV番組 輸出最前線②/中韓攻勢 国挙げ発信」朝日新聞、2012年10月31日、「買ってよ TV番組 輸出最前線③/内向き制作配信が壁」朝日新聞、2012年11月1日、「買ってよ TV番組 輸出最前線④/海外にらんで企画開発」朝日新聞、2012年11月2日、

『海外のバイヤーから[なぜネットはダメなんだ]とまた責められましたよ。』国際見本市『MIPCOM』が開かれていたカンヌでNHKエンタープライズの橋島文男特別主幹はため息をついた。

ドラマ売買では、テレビ放映権だけでなく、ネット上で配信する権利も一緒に売るのが今や世界標準だ。だが今回売りに出した『カーネーション』『梅ちゃん先生』などには配信権がついていない。劇中の音楽を海外で配信するための著作権処理が難しいためだ。

音楽以外にも役者や脚本家など多くの権利者がからむだけに、初めから海外販売を視野に番組を作る韓国と、海外販売をおまけと考える日本では、流通の自由度に圧倒的な差が出る。『日本は基本的に面倒くさい国だと思われているんです』と橋島さんは言う。

正規の流通が苦戦する一方で、中国などの違法サイトでは日本のドラマは人気を集めている。日本での放送後、その日のうちに現地語の字幕がつきネット上にアップされていく。<sup>74)</sup>

「1万3千人が集う世界最大の番組見本市『MIPCOM (ミプコム)』が開かれていた仏カンヌに、韓国の準政府機関・コンテンツ振興院の洪相杓院長がトップセールスに乗り込んだ。…日本が放送局ごとに『店』を出すのと対照的に、韓国は参加119社のうち約60社の制作会社や放送局が一つのブースに集いナショナルブランドを前面に押し出す。出展費を振興院が負担するなど国家を挙げて輸出に注力する韓国は、2005年にテレビ番組輸出額で日本を逆転。過去最高に達し、04年比で2.6倍の規模に達した。

こうした現状はたかがテレビと侮れない。『貿易は映画に続く』と言われたほど、文化ソフトは他産業への波及効果が大きいからだ。映像を通じて大衆文化や生活スタイルへの関心が高まり、自動車や携帯電話など韓国製品の人気も上昇。韓流ブームの影響で、同国の化粧品輸出額は05～08年に年平均で11.1%も成長している。<sup>75)</sup>

『『トレジャーボックス・ジャパン』と名付けられたディナーパーティは、民放キー局やNHKが、日本の番組を世界に売り込もうと初めて企画。現地で毎年開かれる世界最大の番組見本市『MIPCOM (ミプコム)』に合わせてカンヌに集まった海外のバイヤーら約100人を招いた。…背景にあるのは危機感だ。国は『クールジャパン』と称してコンテンツ輸出に力を入れるが、テレビ番組の輸出額は2008年度の92.5億円をピークに減少傾向。10年度は62.5億円と3分の2に減った。』<sup>76)</sup>

総務省ホームページには2004年から2011年度までの年度ごとの、我が国の地上テレビ番組の輸出金額(推計値)が掲載されているが、概ね80億から90億円台全般の数字で推移しており、2010年、2011年度は60億円台全般に落ち込んでいる<sup>77)</sup>。なお、若干の金額の違いはあるが、首相官邸ホームページ資料に掲載されている表では2012年度、2013年の数字が出ており、2012年

74) 前掲 (73)、「買ってよ TV番組 輸出最前線③／内向き制作配信が壁」

75) 前掲 (73)、「買ってよ TV番組 輸出最前線②／中韓攻勢 国挙げ発信」

76) 前掲 (73)、「買ってよ TV番組 輸出最前線①／局超え一丸世界に逆襲」

77) 図表 4-8-1-11 我が国の地上テレビ番組の輸出金額(推計値)、総務省情報通信政策研究所「メディア・ソフトの制作及び流通の実態調査」

(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h25/html/nc248140.html>)

が104.3億円、2013年が137.8億円となっている<sup>78)</sup>。

輸出額は少しずつ改善されているようだが、2013年5月17日に政府が掲げた「クールジャパン戦略」で放送番組の海外展開に着目し、輸出額を5年後までに3倍増にするとした目標には到底届くようには思われない<sup>79)</sup>。

この点に関しては、最近少しずつ変化がみられるようになってきた。

エイベックス・グループ・ホールディングスと出版大手3社（講談社、集英社、小学館）が2015年3月4日に設立した新会社「アニメタイムズ」<sup>80)</sup>に、アニメ制作のバンダイビジュアルなど9社が出資し、100作品以上をそろえ、アニメタイムズを窓口映像配信サービス各社に作品を供給する。2015年4月からサービスを始め、まずNTTドコモの定額動画配信サービス「dビデオ」とエイベックス系の「UULA（ウーラ）」にアニメを提供する。今後提携先を拡大し出資会社以外のアニメも取り扱って作品数を増やしていくとのことである<sup>81)</sup>。

2015年9月2日からアメリカの動画配信大手ネットフリックスが日本で動画配信を始めたが<sup>82)</sup>、2016年度に入り放送局がテレビ番組のインターネットでの動画配信事業を強化するため、二次利用のための著作権処理対策に力を入れ出した。

民放キー局でいち早くネットフリックスに独自番組を先行配信し始めたフジテレビジョンは、出演者や作詞・作曲家などの情報を共有し、二次利用を効率的に行えることを目指し、プロデューサーと、ネット配信やDVD化など二次利用の担当者が集まる機会を定期的に設けた。具体的には、2014年7月に設けられたコンテンツ活用推進部が取り仕切る形を取り、これまで二次利用の担当者が個別に行っていた交渉を、組織的に行えるような体制に切り替えた。また、日本テレビ放送網は、2015年12月、編成局内に権利情報統括部を新設した。当該部署では、二次利用に関する権利者の情報を収集してデータベース化し、迅速な交渉に役立てるようにし、フジテレビ同様、ドラマはほぼ全て最初からネット配信を前提に権利者と交渉し、制作する体制にしている<sup>83)</sup>。

なお、フジテレビジョンの報道に関しては、同社のホームページで検索してもコンテンツ活

78) 「資料2-4 日本のコンテンツ海外展開の現状と課題（2015年版）」青山学院大学総合文化政策学部内山 隆、2016年2月5日（[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2016/dai3/siryou2-4.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/dai3/siryou2-4.pdf)）

79) 「livedoorニュース BLOGOS / 成長戦略としてのテレビ番組輸出3倍増計画の心もとなさ」記事 大場 五郎、2013年5月20日（<http://blogos.com/article/62665/>）

80) アニメタイムズホームページ（<http://animetimes.co.jp/>）

81) 「アニメ供給 13社連合 バンダイ系など出資 デジタル配給会社 100作品を用意」日本経済新聞、2015年3月21日

82) 「動画配信米ネットフリックス 日本初コンテンツ調達 今年秋に上陸 アニメなど照準」日本経済新聞、2015年2月23日、「ネットフリックス 米動画配信大手上陸（下）自由な視聴習慣じわり 有料市場 伸びしろ大きく」日本経済新聞、2015年8月8日、「動画配信駆ける（下）新たな経済圏 広告2,000億円、個人も商機」日本経済新聞、2016年2月10日

83) 「出演者や楽曲…ネットで二次利用OK？ TV番組配信の壁に挑む 放送局 企画段階で許諾交渉 民放5局、素早い配信で連携 違法動画減らす効果」日本経済新聞、2016年2月29日

用推進部なる組織は見当たらない。その代り子会社のフジクリエイティブコーポレーションのコンテンツ事業部が、2008年11月から「フジテレビOnDemand」での動画配信の為の権利処理業務を行っているということが検索によって判明した。しかし、フジクリエイティブコーポレーションは、1971年3月30日とかなり古くに設立されており、今回の日本経済新聞の記事で名前が挙がっているコンテンツ活用推進部とは無関係と思われ、同部は名称が部となっているが正式な組織としての部ではないと思われる<sup>84)</sup>。

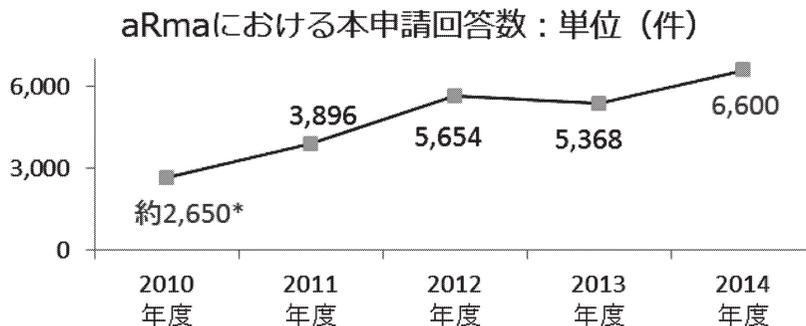
## (2) 今後の処理のあり方について

NHKは、2015年度の10月から11月、テレビ放送の内容をネットで同時配信する実験をしたが、全体の放送時間の約2割は配信権がなかったり、権利者と連絡が取れず配信できなかった。

二次利用が進まない理由は二つあるとされ、一つは権利者に連絡がつかないこと。もう一つは権利者に二次利用を断られることと言われている<sup>85)</sup>。

ここで不思議なのが、映像コンテンツ権利処理機構（アルマ・aRma）のホームページで「放送番組を二次利用するために、出演された方々（故人となられた方はご遺族）を捜しています。」<sup>86)</sup>というところを見ても、1990年代、2000年代といったつい最近といってもいい時期の、有名なテレビドラマの俳優の名が沢山の挙がっていることである。

なお、aRmaは、約9割の出演者の権利処理に対応でき、2014年度の申請は6,600件の見通しでここ数年で急増しているが、半分はネット配信の二次利用とのことである<sup>87)</sup>。



【参考資料3】 aRmaのこれまでの取組みと早期海外番販の課題について  
(2015年4月7日、aRma作成)<sup>88)</sup>より

84) フジテレビ会社概要は、同社ホームページ (<http://www.fujitv.co.jp/company/info/gaiyo.html>)

85) 前掲 (83)

86) 「放送番組に出演された方々を捜しています」 aRma (<http://www.arma.or.jp/missing-person/>)

87) 2014年度は見通し、2010年度は芸団協CPRAと合算した推計値。

88) 首相官邸ホームページ ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2015/dai10/sankou3.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai10/sankou3.pdf))

1990年代頃からビデオの録画機器とビデオレンタルが普及し、1983年3月24日創業のTSUTAYAは音楽・映像ソフトのレンタル店として日本最大手のチェーン店となっているが、少なくとも一般的にはこの頃にはテレビ番組は録音・録画されていて再放送されるのが普通のことだという考え方があったものと思われる。

前項にて権利処理の概要を説明したが、実演家の録音・録画の許諾があれば、映画の著作物たるテレビドラマの二次利用はかなり自由度が高いはずで、これほど多くの有名ドラマの実演家と連絡が取れずに採しているのは驚きであった。

劇場用映画に関しては、実演家の録音・録画の許諾は当然にあるものとして、報酬請求権もないところから、ワンチャンス主義として実演家との権利処理については、それほど考える必要はないように思われる。だが、筆者はビジネス、或いは法律に関わる者としても、映像・音楽ビジネスの世界の人間ではないので、放送事業における実演家やクラシカル・オーサーとの具体的な契約、慣行、権利関係に関し具体的な処理はどうなっているのか直接知ることはできない。

それゆえ、著作権関係の書籍、新聞記事、雑誌、ネットにおける著作権管理事業者を始めとする関連する企業等のサイトの検索を行い、著作権法に基づく権利処理と実際の実務を調べた。

協同組合日本映画・テレビ録音協会のサイトにおいて、権利者のためにアップされている契約書は1頁だけの簡単なものであり<sup>89)</sup>、経済産業省の平成22年度コンテンツ産業人材発掘・育成事業（有望若手映像等人材海外研修事業）プロデューサーカリキュラム資料として「映画製作に必要な各種契約」（伊藤見富法律事務所 弁護士 寺澤幸裕）がネットで公開されているが<sup>90)</sup>、これを見てもこのような観点からは参考にならない。

この点に関し、平成26（2014）年度文化庁調査研究事業「実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する調査研究報告書」（以下単に「同報告」）<sup>91)</sup>は、視聴覚的実演に関し、諸外国のそれを取り巻く状況として、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国の5カ国について詳細な解説が行われ、更に我が国との法制度との比較もなされ<sup>92)</sup>、「参考資料・実演家の権利に関する法制度及び契約等に関する研究会第4回 議事録（案）、第5回 議事録（抄録）」<sup>93)</sup>では、芸団協、映画製作者連盟、NHK、民放連、aRmaに対する調査委員による意見聴取と、それぞれの説明に対する質疑応答が記録として残され、更に「第3章 視聴覚的実演を取り巻く我が国の状況」<sup>94)</sup>、「第5章 我が国における今後の視聴覚的実演のあり方について」<sup>95)</sup>では、放送事業者、映画事業者、実演家団体に行ったインタビューとを合わせ映画、放送事業の契約締結

89) ([http://www.sound.or.jp/\\_src/sc157/keiyakusyo.pdf](http://www.sound.or.jp/_src/sc157/keiyakusyo.pdf))

90) ([http://producerhub.go.jp/wp-content/uploads/2011/07/film\\_production\\_agreement1.pdf](http://producerhub.go.jp/wp-content/uploads/2011/07/film_production_agreement1.pdf))

91) 榎野村総合研究所、2015年3月、文化庁ホームページにて公開されている ([http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27\\_chosa\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_chosa_hokokusho.pdf))。

92) 前掲 (91)、25頁～86頁

93) 前掲 (91)、94頁～108頁

94) 前掲 (91)、12頁～24頁

95) 前掲 (91)、87頁～93頁

状況や二次利用料の取扱等の実態、今後の視聴覚的実演のあり方について検討課題や意見が述べられている。

同報告に基づいて我が国の放送、映画における製作者側と実演家の状況を説明すると、契約の書面化は緩やかに普及しているが、慣習的に放送局、映画事業者、実演家団体のいずれも、契約書を取り交わすケースは限定的で、たとえ契約書を交わしても主演級、レギュラー、準レギュラー等の出演者の一部、劇団・事務所・プロダクションなどから特別の要請があった場合に限っているというのが現状のようである。放送の場合は、DVD化など二次利用されることが多いドラマ番組や、番組クレジットで名前が出ている又はレギュラー出演の実演家とは契約書を取り交わすことが多くなる傾向があるとのことである。主演以外の実演家との契約も考慮すると業務が常に煩雑化するので契約の書面化に消極的な放送局もあり、また、実演家やプロダクションには契約交渉に携わるだけの知識がなく、スタッフのいない所もあり、契約書を提示されても対応できない所がある。逆に法務部門のある大手のプロダクションは契約を取り交わしたうえで出演するケースも増えている。なお、映画に関してはワンチャンス主義を理由に、契約では二次利用の取り決めをすることはしない。

繰り返しになるが、映画の著作物に関し、録音・録画を許諾した場合（著作権法91条第2項、92条第2項、92条の2第2項、95条の2第2項）に、実演家の排他的許諾権が及ばないことを「ワンチャンス主義」といい、劇場用映画とテレビ番組でも第三者が制作するいわゆる局外制作に関しては、制作に際して実演家による録音・録画の許諾が与えられているものとして、「ワンチャンス主義」が適用され、二次利用に関して実演家には何ら権利が与えられず報酬も支払われないのが一般的である。但し、同じテレビ番組なのに局内と局外の制作の扱いに違いがあるのはおかしいとの疑問の声が実演家からあり、局外制作の番組でも、DVDなどの販売に際して放送事業者から二次利用料相当額を実演家に支払うこともある<sup>96)</sup>。

劇場用映画における「ワンチャンス主義」によって実演家に何らの権利も認められないのは、映画製作者にその後の権利管理を集中することで、権利関係の錯綜を防ぎ、利用・流通の促進を図る趣旨、或いは、映画製作者の言うところの、①投下資本が大きい、②権利者が多岐にわたる、ということが理由づけになっている<sup>97)</sup>。これに対し、テレビドラマに関しては、同じ映画の著作物でも実演家に対し、再放送や他局への番組供給（94条第2項）、放送される実演の有線放送（94条の2）に対する報酬請求権、放送の同時再送信に対する補償請求権（102条第5項～第7項）の規定による報酬請求権が認められ、放送番組の映像化（DVD、ビデオパッケージ）やネット配信等の二次利用に関しても、運用上、93条のみなしの録音録画として扱い、実演家へ報酬の支払いが行われており<sup>98)</sup>、「ワンチャンス主義」の法的な取り扱いとは著作権法の規定を見ても非常に難解なものになっている。

「ワンチャンス主義」に関しては、「同報告」で次のように今後検討していくべき課題とされ

96) 前掲 (91)、92頁

97) 前掲 (91)、14頁、106頁

98) 前掲 (91)、103頁

ている<sup>99)</sup>。

「…映画のビジネスモデルは上映を通じた資金回収を中心としてきたところ、現在においてはDVDなどのパッケージ販売やネット配信、あるいは他メディア展開といった様々な二次利用の比重が高まり続けている傾向にあるという事業モデルの抜本的な変化が指摘されており、…この変化は、…増加傾向にある製作委員会方式を通じて二次利用の事業リスクについては低減が図られていることから、いわゆるワンチャンス主義を認める必要性を支えてきた立法事実が変化しつつあるのではないかとの指摘が有識者よりなされた。他方で、劇場用映画製作者にとっては、…映画上映のみでは投下資本を回収できない傾向が強まっていることを意味するのであるから、出演契約時に二次利用を加味した出演料を設定する重要性はむしろ増しており、映画上映とその後の利用を切り離すことは非現実的であるとの意見が提示された。…ビジネスモデルが変容しつつある状況下においては、いずれかの立場が論理必然に正しいと示すことは時期尚早であり、また映画における排他的許諾権及び報酬請求権のあり方は、諸外国でも国によって大きく異なるものであるから、引き続き事業環境の変化をふまえて検討する必要があるとの見解で一致した。」

テレビドラマと劇場用映画で「ワンチャンス主義」の取扱に違いがあるのは、以前から疑問に思っており、「同報告」でaRmaも次のような意見を述べている。

「ワンチャンス主義については、北京条約でも国内法で規定すると述べるにとどめ、条約上の義務ではなくなっている。今日の時代に合っているのかを検証すべきというのがaRmaの立場である。また、北京条約では、ワンチャンス主義を取っても、ロイヤリティ又は同等の対価を受け取る権利を定めることができることと定めており、劇場用映画の二次利用料を実演家に与える道は、仮にワンチャンス主義を維持するにしても別途探るべきではないかと考えている。」

録音・録画が当然になったテレビドラマと劇場用映画について、「ワンチャンス主義」の取扱に違いを設ける必要はなく、多数の当事者が関わる映像の著作物については、その立法趣旨である権利管理を集中し、権利関係の錯綜を防ぎ、利用の促進を図るという目的で、「ワンチャンス主義」の考え方を維持すべきものと思われるが（この点は法解釈により収まるものと思われる）、実演家の権利保護の観点からは、二次利用に関し実演家に一律に報酬請求権を与える法制度を整えるべきと考える。これによるだけでも利用者の裁定制度の負担は大幅に軽くなるものと思われる。

### (3) 二次利用の円滑化についての提案（結びに代えて）

さらにもう一つ案として、映画の著作物について二次利用の円滑化のため以下のような提案を行い、これを結びに代えたい。

---

99) 前掲 (91)、90頁

裁定制度の対象となる著作物の確認を行うと、対象となる著作物とは、「権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送」が対象である。

裁定制度の改定により、権利者不明等の場合で過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを保有する文化庁への照会が加えられ、手続きの簡素化が図られたが、映画の著作物に関し、その範囲を限定して裁定制度の手続きを全て省略し、補償金の供託とCRICのウェブサイトでの広告、若しくは著作権管理団体、aRmaのホームページでの権利者の検索だけにする。

権利者との協議が整わない場合は、著作物の放送と商業用レコードの録音等の場合に分けられていて、著作権法第68条、第69条に規定があるが、これら以外の場合の決められた二次利用についても認め、補償金の供託だけで済ませ協議が整わないことは疎明するだけで済むようにする。但し、従来の裁定制度はそのまま残し、これを一定の場合に限った新しい制度とする。

なお、「同報告」によるとNHKは、権利者不明の裁定制度を行うなら、そのコスト分を権利者に還元した方がよい、費用対効果の面で裁定制度を利用せず、OWNリスクで二次利用するところもあるといっている<sup>100</sup>。

この制度の要点は対象となる利用される著作物と補償金の算定である。対象となる著作物は、放送事業者が制作するテレビドラマ及び映画製作者の制作する映画、即ち、映画の著作物であり、かつテレビドラマはNHK及び一般社団法人日本民間放送連盟（民放連、The Japan Commercial Broadcasters Association・JBA、<sup>101</sup>）加盟の放送事業者制作のドラマ、映画は劇場公開用映画に限る。NHK及び民放連の子会社、関係会社も存在するが映画の著作物の著作権はNHK及び民放連に帰属することが多いと思われ、また、これら以外に衛星放送事業者、ネットの動画配信事業者も存在するが、これらに関しては今後の検討課題としてどのように扱うかを詰めればよいと思われる。

劇場公開用映画とは、最初に映画館で上映される映画の著作物であり、映画館とは不特定多数の一般顧客を対象とした一定規模の映画館と定義し、成人指定映画専門館を除くこととする。

これらの放送、劇場公開が行われた映画の著作物は、音楽も含めた実演家やクラシカル・オーサー等の権利を、ビジネス目的の映画の著作物における録音・録画に許諾を与えたものとして、事実上権利を報酬請求権化するのである。

報酬請求権化の形態の一つが補償金の供託であるが、裁定制度の手続きの大きな問題の一つが補償金の算定である。文化庁の裁定の手引きでは、「同様の利用形態についての一般的な使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等）をこの欄に記載の上、関係資料を添付し、これらのデータを用いて計算した補償金の試算額、及び計算方法についても記載する。」となっており、正直不親切である。

第3項で述べたが、文化庁は、利用したい人の負担を軽くするため、権利者探しに必要な裁

100) 前掲 (91)、100頁、101頁

101) 民放連会員社は2016年7月1日現在、205社、ホームページは、(<https://www.j-ba.or.jp/category/references/jba101000>)

定制度の利用に必要な手順の一部を権利者団体が受託する仕組みの実証実験も2016年度内に始めるとしている。

この構想は、各権利者団体が権利者不明の著作物への対応を議論してきた勉強会が提案したものとのことであり、これを機に各権利者団体と使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等について今後検討を行い、文化庁が主体となって二次利用の使用料、言い換えれば補償金のガイドラインを作るべきである。そうすれば映像ビジネスの活性化や新規参入事業者も増えてくるものと思われる。この場合公取委との調整も必要となる恐れがあるが、それは並行して進めればよい。

なお、「同報告」では次のような提案がなされている<sup>102)</sup>。

「二次利用の全てを印税方式での分配とすることには、事務が煩雑になる恐れも指摘される。また、…非主演級の俳優にとっては実績報酬とされることで現在の出演料が実質的に減少するリスクも想定される。…この点、二次利用の実績が一定以上に達するまでは出演料のみとし、一定以上に達した場合にのみ実演家への分配を行うというフランスやドイツにおける折衷的な実務は、二次利用料の分配を導入した際に現在の出演料水準が影響を受けないように工夫した例として参考となろう。…」

なお、映画の著作物の実演家については、映画制作への寄与度に応じて補償金の調整の問題は出てくる。また、その寄与度（主役、準主役、脇役、その他大勢）といったところから、協議が困難なことの疎明の程度に差を設けてもいいのではないと思われる。

なお、弁護士の福井健策は、「明確に二次利用を拒否する意思表示があった場合のみ、使わないようにし、基本的には二次利用はOKとなるよう制度の整備を進めた方がいい。」との意見を述べている<sup>103)</sup>。

---

102) 前掲 (91)、91頁

103) 前掲 (83)

